

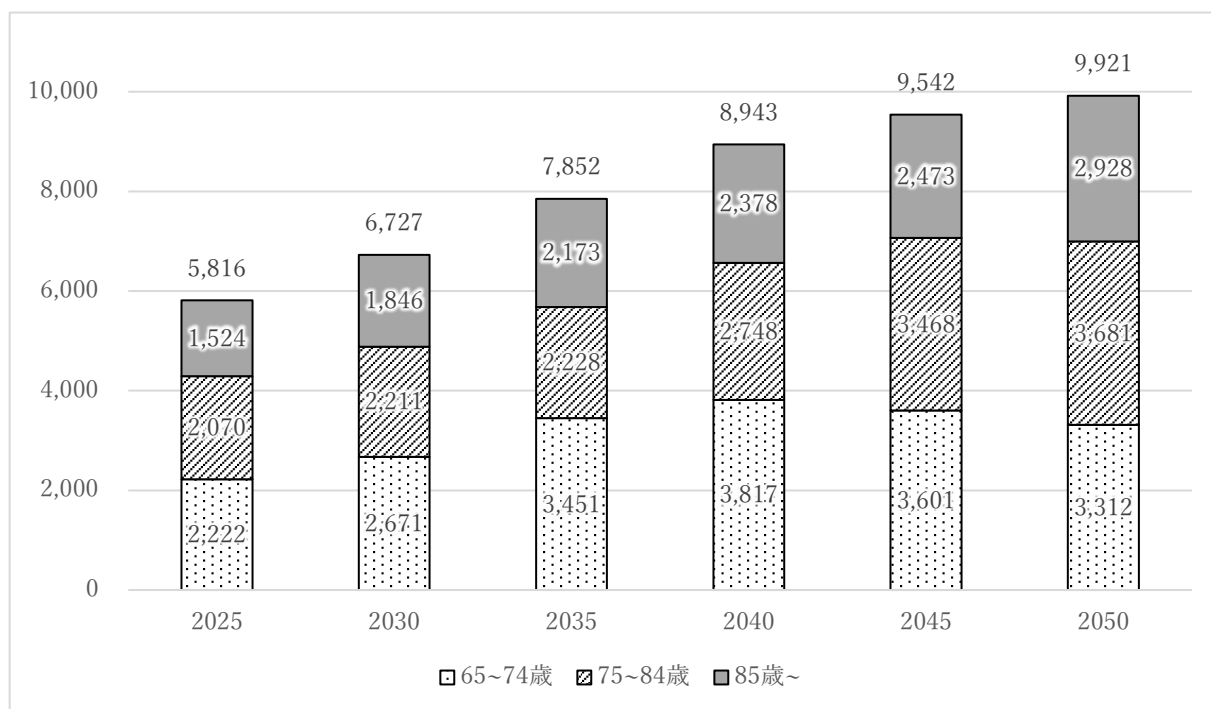
Ⅱ. 一人暮らしでも安心して暮らせる生活基盤の充実

(1) 現状と課題

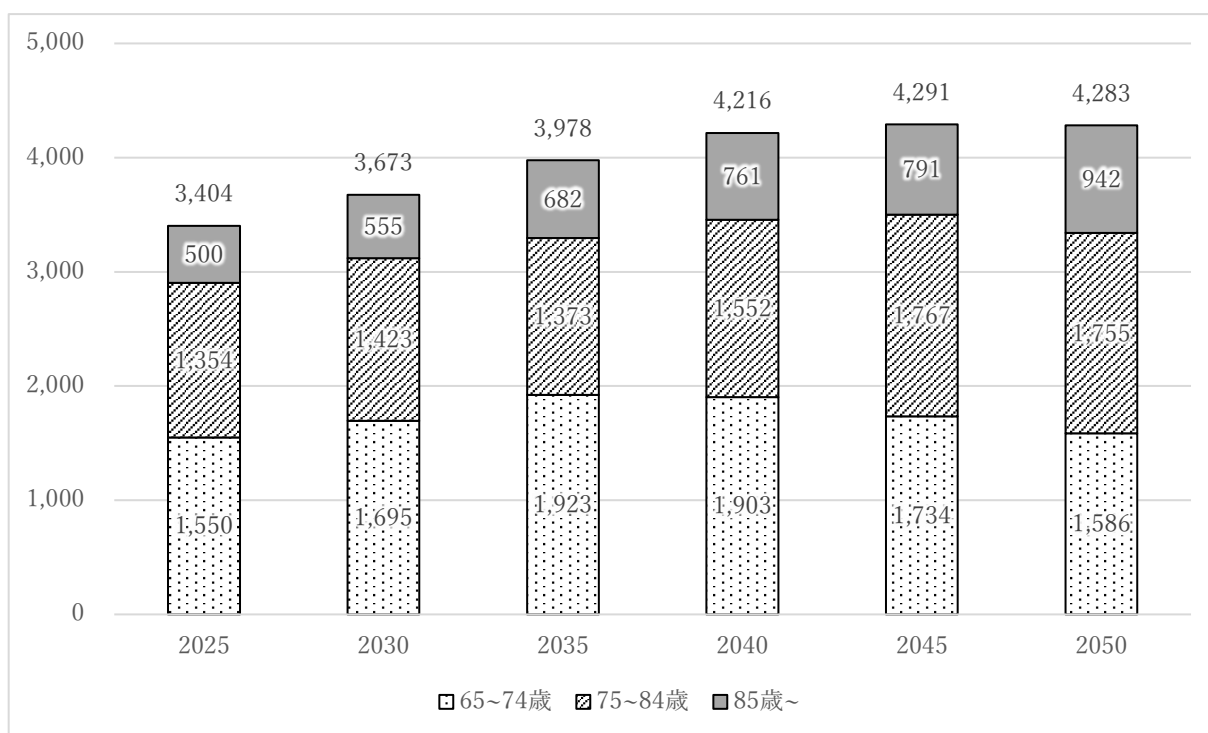
1. 一人暮らし高齢者等の増加

- 国全体の動向を見ると、高齢者単身世帯はさらに増加し、2050年頃には全世帯のうち5世帯に1世帯が高齢者単身世帯になることが想定されており、こうした世帯構成の変化に伴って、頼れる身寄りがない高齢者等の増加が見込まれています。
- 国立市においても、国勢調査の結果から「高齢独居世帯数」「高齢夫婦世帯数」はともに増加傾向にあり、今後の世帯の将来推計を見ると、高齢独居世帯は令和7(2025)年の5,816世帯から令和22(2040)年には8,943世帯へと大きく増加し、令和32(2050)年には9,921世帯に達すると見込まれます。高齢夫婦世帯も、令和7(2025)年の3,404世帯から令和22(2040)年には4,216世帯へと増加する推計となっています(図表1、図表2)。

図表 1 国立市の高齢独居世帯数の将来推計



図表 2 国立市の高齢夫婦世帯数の将来推計



- こうした方々の中には、身寄りがなく複合的な課題を抱えるケースも多く、ケアマネジャー等が法定外の業務として対応せざるを得ない実態も生じています。今後も個別支援では対応しきれない状況が増えていくことが予測される中で、制度と地域資源を組み合わせ、地域全体としてこれらの方々を支える仕組みづくりが、ますます重要な課題となっています。

2. 見守りと食の支援

- 一人暮らし高齢者等が地域の中で孤立することなく、安心して日常生活を送るためには、日常的な安否確認と見守りが欠かせません。
- 市では、一人暮らし高齢者等を対象に、食事の配達を通じて安否確認を行う食事サービス事業を実施しています。このサービスは、配達員が直接手渡しで届けることにより、毎日の安否確認を確実にを行うことを主たる目的としており、あわせて食事の確保・栄養面での支援も担っています。一人暮らし高齢者等は、加齢や身体機能の低下に伴い買い物や調理が困難になりやすく、孤食による食欲低下や低栄養・フレイルのリスクも高まりやすい状況にあります。こうした観点からも、食を通じた継続的な関わりは重要な意味を持っています。
- また、緊急時に速やかな対応を可能とする救急通報機器の貸与事業も、一人暮らし高齢者等の安全を直接支える取組として実施しています。従来の固定電話機に取り付けるタイプに加えて、携帯電話型の機器も導入しており、外出の際の緊急事態にも備えられるようにしています。
- 加えて、地域の民生委員・児童委員の協力のもと、要介護認定のない一人暮らし高齢者を訪問し、お困りごとなどを聞きながら必要な支援や地域とのつながりを作っていく事業も開始しています。

- 今後の一人暮らし高齢者等の増加を見据え、こうした見守りと生活支援を一体的に担うサービスの安定的な提供体制を維持・確保していくことが求められます。一方で、人が直接訪問・配達することによる見守りには、担い手の確保という課題もあります。ICT 機器を活用した見守りサービスは、こうした課題を補完し、より多くの一人暮らし高齢者等を継続的に見守る手段として有効であり、導入に向けた検討が求められます。

3. 住まいの確保と身寄りのない高齢者への包括的支援

- 高齢者が安定した住まいを確保し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援することは、生活基盤の根幹をなしますが、一人暮らし高齢者等の増加に伴い、保証人がいない、緊急時に対応できる親族がいないなどの理由で、住宅の確保が困難な高齢者が増加することが見込まれます。高齢者が住み替えを検討する際には、保証人の確保や入居後の見守り体制、将来の残置物処理など多様な不安が重なり合っており、住まいに関する相談は複合的な課題を含むことが少なくありません。こうした状況を踏まえ、市では令和7(2025)年9月より、居住相談窓口「住まいサポートくにたち」を開設しました。
- 住まいの課題は、身寄りのない高齢者が抱える課題の一つにすぎません。入院・入居時の身元保証や緊急連絡先の確保、終活、死後事務の対応など、その課題は人生の様々な局面に及びます。意思決定支援・権利擁護・生活支援を組み合わせた総合的な支援の仕組みづくりが求められており、国のモデル事業の動向も踏まえながら、社会福祉協議会とともに包括的な支援体制のあり方を検討していく必要があります。

4. 権利擁護・意思決定支援との連携

- 一人暮らし高齢者等の安心な暮らしを支えるうえでは、権利擁護と意思決定支援の取組が不可欠です。加齢や認知機能の低下により判断能力が十分でなくなった場合でも、本人の意思を尊重しながら適切なサービスや制度につながるができるよう、社会福祉協議会で実施する権利擁護センターと連携して成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の活用が重要な柱となります。
- また、人生の最終段階における医療・ケアについて、本人・家族・支援者があらかじめ話し合い共有する ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発も、一人暮らし高齢者等が自分らしい生き方を全うするための支援として欠かせません。
- これらの取組は展開目標V(高齢者支援の体制整備・充実)において中心的に推進しますが、本展開目標においても密接に関連する課題として位置づけ、連携して取り組んでいきます。

(2)取組と指標

取組の方向性

一人暮らし高齢者等が地域の中で孤立することなく、安心して暮らし続けられるよう、日常的な見守り・食の支援・住まいの確保・身寄りのない高齢者への包括的支援を一体的に推進します。

1. 見守り・安否確認体制の充実

- 食事サービス事業を通じた日常的な安否確認を継続するとともに、住民主体の通所型サービス Bなどを活用する等により、「孤食」を防ぐ取組みについての調査研究を行います。

- 救急通報機器の貸与による緊急時の対応体制の確保を継続するとともに、委託事業者において、救急搬送とまらないケースの対応や、不要不急な救急搬送を招かない対応のマニュアル整備を図ります。
- 独居高齢者訪問事業について、引き続き、一定年齢以上で地域や介護サービスとのつながりのない一人暮らし高齢者を訪問し、必要な支援や地域につなげていく取り組みを続けていきます。
- 一人暮らし高齢者等の増加に対応するため、人による訪問・配達などの見守りを補完する手段として、ICT 機器を活用した見守りサービスの導入に向けた検討・整備を進めます。

【主な既存事業】

- ◇ 食事サービス(配食サービス)事業
- ◇ 救急通報機器貸与事業
- ◇ 独居高齢者訪問事業

【今後の取組み】

- ◇ IoT 機器を活用した見守りサービスの導入検討・整備
- ◇ 救急通報機器貸与事業における事業者対応マニュアルの検討・整備
- ◇ 孤食を防ぐ取組の調査研究

2. 多様な住まい方の確保と住み替え支援

- 総合的な住まいの相談窓口(住まいサポートくにたち)を通じ、不動産事業者・居住支援法人・社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、住まいに関する複合的な相談の対応や、住み替え支援を推進します。
- 高齢者にとって住みやすい住居を幅広く提供できるよう、UR 都市再生機構や民間事業者等と連携して、セーフティネット住宅の整備・確保を働きかけます。

【主な既存事業】

- ◇ 居住相談窓口「住まいサポートくにたち」

【今後の取組み】

- ◇ 関係機関との連携強化と相談体制の充実
- ◇ セーフティネット住宅の整備・確保

3. 身寄りのない高齢者への包括的支援

- 身元保証・緊急連絡先の確保・終活・死後事務対応など、身寄りのない高齢者が直面する複合的な課題に対し、意思決定支援・権利擁護・生活支援を組み合わせた総合的な支援の仕組みづくりを、社会福祉協議会とともに検討・推進します。
- 身寄りのない高齢者にとっては、将来の医療・ケアについての意思をあらかじめ確認・共有しておくことが特に重要です。終活に関する普及啓発・情報提供を行うとともに、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の取組については、基本目標Ⅲにおける在宅医療・介護連携の取組と連携して推進し

ます。

【主な既存事業】

- ◇ 成年後見制度利用支援事業
- ◇ ACP・終活に関する普及啓発事業

【今後の取組み】

- ◇ 身寄りのない高齢者への包括的支援の仕組みづくりの検討・構築(社会福祉協議会との連携)
- ◇ ACP・終活に関する普及啓発・情報提供の推進

◇この項目の成果や進捗を図る指標

指標名	実績値	目標値
単身または夫婦のみ世帯で 65 歳以上の方が、市が高齢者の相談や支援を十分に行っていると思う割合(わからない・無回答を除く)	69.6% (R7(2025)年)	75.0% (向上)
単身世帯における今後、施設等の入所を検討していない方の割合	76.7% (R7(2025)年)	76.7% (維持)